

第3回経営協議会 議事要録

- 1 日 時 令和4年9月26日(月) 13時30分～15時00分
- 2 場 所 特別会議室(本部棟3階)
- 3 出席者 佐古議長, 大石委員, 美馬委員, 高橋委員, 田中委員
有馬委員, 池上委員, 工藤委員, 榊委員, 米澤委員
- 陪席者 近藤監事, 井関監事
- 欠席者 梅津委員, 泉委員, 吉岡委員

議事に先立ち, 佐古議長から, 報告事項「(1) 新規経営協議会委員について」から進行すること, 報告事項「(4) その他に「①国立大学法人及び大学共同利用機関法人の信用を失墜する行為があった場合の国立大学法人運営費交付金の取扱いについて」を追加した旨説明があった。

続いて, 令和4年6月～9月にかけての本学の新聞報道等について報告があった。

4 議 題

(1) 育児介護休業法改正に伴う期末勤勉手当支給細則の一部改正について

【資料1】

高橋委員から, 資料1に基づき, 育児・介護休業法改正及び同法改正等に伴う育児休業制度の改正ポイント及び国家公務員の取扱いに準じた期末・勤勉手当の算定方法について説明があり, 審議の結果, 原案のとおり, 本学の「期末手当及び勤勉手当支給細則」を一部改正することについて, これを承認した。

(2) 徳島県最低賃金額の改定に伴う作業員給与の改定について【資料2】

高橋委員から, 資料2に基づき, 徳島県最低賃金額の改定に伴い, 本学において改定後の徳島県最低賃金額を下回る可能性が大きい作業員について時間給単価の改定を行う旨説明があり, 審議の結果, 原案のとおり, 作業員の時間給単価を830円から860円に改定することについて, これを承認した。

(3) 目的積立金の取崩について【資料3】

高橋委員から, 資料3に基づき, 第3期中期目標期間繰越積立金のうち, 安心安全な教育研究環境整備事業として講堂のトイレ改修及び消火器の更新に使用する旨説明があり, 審議の結果, 原案のとおり, 目的積立金の取崩について, これを承認した。

(4) 国立大学法人ガバナンス・コードについて

【資料4-1, 4-2】、【参考資料1~4】

佐古議長及び高橋委員から、資料4-1, 4-2及び参考資料1~4に基づき、令和4年4月1日付けで改訂された国立大学法人ガバナンス・コードについての説明があり、続いて、令和3年度から4年度に変更された本学の対応状況について説明があり、審議の結果、一部字句等を検討するとともに、今後意見等がある場合は、10月4日(火)までに意見をいただくこととした。

また、いただいた意見を基に再度経営協議会を開催し、確定する旨併せて説明があった。

(5) その他

特になし

5 報告事項

(1) 新規経営協議会委員について

佐古議長から、口頭により、吉村 昇(よしむら のぼる)本協議会委員が、6月30日付けで辞任した旨報告があり、その後任として、池上治徳(いけがみ はなのり)徳島新聞社理事社長が委員となった旨報告があった。

続いて、池上委員から就任の挨拶が行われた。

(2) 令和5年度概算要求について【資料5】

高橋委員から、資料5に基づき、令和4年7月5日(火)付け開催の第2回経営協議会(メール会議)で審議了承を得て、文部科学省に提出した令和5年度概算要求事項(「ミッション実現戦略分」,「教育研究組織改革分」,「共通政策課題分」及び「施設整備事業」)について報告があった。

(3) 2021(令和3)事業年度財務諸表等の承認について

【資料6-1, 6-2】

高橋委員から、資料6-1及び6-2に基づき、本学が提出した令和3事業年度財務諸表が、文部科学大臣から令和4年6月22日付けで承認されたこと及び第3期中期目標期間終了時における国立大学法人の積立金の処分に係る承認申請が文部科学大臣から令和4年6月24日付けで承認されたことについて報告があった。

(4) その他

① 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の信用を失墜する行為があった場合の国立大学法人運営費交付金の取扱いについて【資料7】

高橋委員から、資料7に基づき、国立大学法人等において信用を失墜する行為があった場合については、翌年度の運営費交付金の算定に反映(減額)することとなった旨報告があった。

なお、運営費交付金の算定方法については、当該法人における学長裁量経費に「国立大学法人の運営費交付金に関する検討会」が決定した係数を掛けることから導き出される旨併せて報告があった。

次回経営協議会は、11月18日(金)13時30分から開催する旨案内する。